

会津若松市地域交通事業者緊急支援金（車両維持対策）交付要綱

（令和4年7月19日決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民生活や社会活動に貢献する移動手段として、また観光等来訪者の交流を支える公共性の高い社会基盤として、地域の公共交通を確保維持するため、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により経営環境が急激に悪化している地域交通事業者（バス・タクシー事業者）に対して、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号）に定めるもののほか、予算の範囲内において会津若松市地域交通事業者緊急支援金（車両維持対策）（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

（交付対象事業者及び交付要件）

第2条 支援金の交付対象事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条の規定による一般旅客自動車運送事業を営む交通事業者で、別表に掲げる要件の全てに該当する者とする。

（支援金の額）

第3条 支援金の額は、別表に掲げる一般旅客自動車運送事業の種別に応じ、同表に定める額とする。

（交付申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、会津若松市地域交通事業者緊急支援金（車両維持対策）交付申請書（別記様式1）及び会津若松市地域交通事業者（車両維持対策）緊急支援金売上高比較表（別記様式2）に、別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を速やかに審査し、適当と認めるときは交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第6条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認める場合は、支援金の交付決定を取り消し、又は、既に交付した支援金を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請等により支援金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 別表に掲げる要件を満たさないことが明らかになったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援金の交付に関し市長が不相当であると認める事由が生じたとき。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、決裁の日から施行する。

（この要綱の失効）

第2条 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

1 一般旅客運送事業の種別	一般乗合旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業
2 交付要件	<p>ア 一般旅客運送事業の種別に応じ、道路運送法第4条第1項の規定による許可を受けていること。</p> <p>イ 本市に本社・本店、又は支店・営業所があり、令和4年6月1日時点で27ヵ月以上営業し、今後も継続の意思があること。</p> <p>ウ 令和3年度1年間の一事業者における全事業の売上高の合計額が、令和元年度1年間と比較して、以下（ア）又は（イ）の対象範囲にあること。</p> <p><対象範囲> （ア）…50%以上減少していること。</p> <p>（イ）…30%以上50%未満の範囲で減少していること。</p> <p>ただし、平成31年4月2日から令和2年3月1日までの間に営業を開始した事業者については、令和3年度月平均の売上額を令和元年度月平均の売上額と比較して、上記の対象範囲にあること。</p> <p>エ 令和元年及び令和3年の確定申告を行なっていること。</p> <p>オ 会津若松市暴力団排除条例（平成24年会津若松市条例第4号）第2条に定める暴力団員でないこと及び暴力団員等と関係を有するものでないこと。</p>		
3 支援金の額	<p>市域内を運行するバス路線（国県市の補助対象路線を除く。）ごとの1年間の走行キロ（令和3年度一般乗合自動車運送事業輸送実績報告書に基づき算出）にキロ当たりの固定費単価（令和3年度市生活交通路線対策事業費補助金で用いた単価37.00円）を乗じた額に対し、上記2のウの（ア）の場合、補助率2分の1を乗じた額</p> <p>上記2のウの（イ）の場合、補助率3分の1を乗じた額</p>	<p>1車両につき、一律固定費210千円に対し、上記2のウの（ア）の場合、補助率2分の1を乗じた額</p> <p>上記2のウの（イ）の場合、補助率3分の1を乗じた額</p> <p>（1車両とは、対象事業者が一般貸切旅客自動車運送事業を実施するために使用する車両とし、自動車車検証における「使用の本拠の位置」が会津若松市内の住所である車両に限る。）</p>	<p>1車両につき、一律固定費120千円に対し、上記2のウの（ア）の場合、補助率2分の1を乗じた額</p> <p>上記2のウの（イ）の場合、補助率3分の1を乗じた額</p> <p>（1車両とは、対象事業者が一般乗用旅客自動車運送事業を実施するために使用する車両とし、自動車車検証における「使用の本拠の位置」が会津若松市内の住所である車両に限る。）</p>

4 交付 申請書 及び売 上高比 較表に 添える 書類	ア 市内に本社、本店、支店又は営業所が存在することが分かる書類の写し		
	イ 一般乗合旅客自動車 運送事業を営んでいる ことを証明する書類の 写し	イ 一般貸切旅客自動車 運送事業を営んでいる ことを証明する書類の 写し	イ 一般乗用旅客自動車 運送事業を営んでいる ことを証明する書類の 写し
	ウ 令和3年度1年間の一事業者における全事業の売上高の合計額（又は月平均の売上額）が、令和元年度1年間（又は月平均の売上額）と比較して、2のウの（ア）又は（イ）の対象範囲にあることを証明する書類の写し （原則、令和元年と令和3年の確定申告書、法人事業概況説明書や所得税青色申告決算書等の月別売上額がわかる書類の写し、令和4年1月から3月までの売上台帳とする。）		
	エ 申請路線の令和3年度一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書の写し	エ 申請車両一覧表（登録番号、使用の本拠の位置、登録月日、有効期限の満了する日を記載）及び申請車両の自動車検査証の写し ※令和4年4月1日現在の登録車両を対象とする。 ただし、申請時点で廃車等により登録抹消した車両は除く。	
	オ 振込先口座が分かる書類の写し		
	カ 令和4年分の営業継続の状況がわかる資料（令和4年4月、5月及び6月の売上台帳等）		
	キ 本人確認書類の写し（個人事業主である場合に限る。）		
	ク その他市長が必要とする書類		

別記様式1（第4条関係）

会津若松市地域交通事業者緊急支援金（車両維持対策）交付申請書

年 月 日

会津若松市長

所在地
 会社名（氏名）
 代表者氏名
 担当者職氏名
 電話番号

会津若松市地域交通事業者緊急支援金（車両維持対策）について、次のとおり申請します。
 なお、支援金の申請に当たり、市における支援金の支給に関し、必要な範囲で実態等を確認することに同意します。また、今後も事業を継続する意思があること及び申請内容に相違がないことを誓約し、支援金の交付の取消、返還その他市が行う一切の措置について不服を申し立てず、支援金の返還によって生じた損害に対する賠償請求を行いません。

営業所等の名称			
所在地		〒 会津若松市	
営業期間 ※該当箇所一つを☑		<input type="checkbox"/> 令和4年6月1日時点で27ヵ月以上営業している <input type="checkbox"/> 令和4年6月1日時点で営業期間が27ヵ月未満である	
対象営業開始時期 ※該当箇所一つを☑		<input type="checkbox"/> 平成31年4月1日以前…① <input type="checkbox"/> 平成31年4月2日から令和2年3月1日まで…②	
全事業の売上高		令和3年度 円(a)	※上記①の場合、各年度の年間総額。
		令和元年度 円(b)	②の場合、各年度の月平均額。
減少率及び補助率 ※該当箇所一つを☑		減少率 $= (b-a)/b \times 100$	% <input type="checkbox"/> 50%以上の減少（=補助率1/2） <input type="checkbox"/> 30%以上50%未満の減少（=補助率1/3）
乗合部門	申請路線名		
	申請キロ程	令和3年度キロ程合計	km(c)
	算定額小計	$c \times 37.00 \text{ 円/km} \times \text{補助率} (1/) =$	円(A)
貸切部門	申請車両台数	令和4年4月1日現在の登録車両。ただし、申請時点で廃車等により登録抹消した車両を除く。	台(d)
	算定額小計	$210,000 \text{ 円/台} \times \text{補助率} (1/) \times d =$	円(B)
乗用部門	申請車両台数	令和4年4月1日現在の登録車両。ただし、申請時点で廃車等により登録抹消した車両を除く。	台(e)
	算定額小計	$120,000 \text{ 円/台} \times \text{補助率} (1/) \times e =$	円(C)
申請額		$A + B + C =$	円

別記様式2（第4条関係）

会津若松市地域交通事業者（車両維持対策）緊急支援金売上高比較表

1 売上高

〔令和3年度〕全事業の売上高		〔令和元年度〕全事業の売上高	
令和3年4月	円	平成31年4月	円
令和3年5月	円	令和元年5月	円
令和3年6月	円	令和元年6月	円
令和3年7月	円	令和元年7月	円
令和3年8月	円	令和元年8月	円
令和3年9月	円	令和元年9月	円
令和3年10月	円	令和元年10月	円
令和3年11月	円	令和元年11月	円
令和3年12月	円	令和元年12月	円
令和4年1月	円	令和2年1月	円
令和4年2月	円	令和2年2月	円
令和4年3月	円	令和2年3月	円
合計	円	合計	円

2 全事業の売上高の減少率（以下（1）もしくは（2）のいずれか一方のみ記入）

（1）対象営業開始時期が、平成31年4月1日以前の場合

〔令和3年度〕全事業の売上高		〔令和元年度〕全事業の売上高	
年間総額(a)	円	年間総額(b)	円
減少率	$(b-a)/b \times 100 =$ %（少数第一位切り捨て）		

（2）対象営業開始時期が、平成31年4月2日から令和2年3月1日までの場合

〔令和3年度〕全事業の売上高		〔令和元年度〕全事業の売上高	
月平均額(a)	円	月平均額(b)	円
減少率	$(b-a)/b \times 100 =$ %（少数第一位切り捨て）		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

所在地
 申請者 会社名（氏名）
 代表者氏名
 担当者職氏名
 電話番号